

(様式)

大阪市建設局設計・施工技術連絡会議 議事録

工 事 名	淀川左岸線（２期）トンネル整備工事－５		
会 議 名 称	大阪市建設局設計・施工技術連絡会議（第１回）		
開 催 日 時	令和６年２月８日（木） 11:00～11:45		
開 催 場 所	建設局野田工営所（淀川左岸線２期建設事務所） ３階会議室		
出 席 者	発注者	設計者	受注者
	建設局淀川左岸線２期 建設事務所	株式会社エイト日本技 術開発	鴻池・久本特定建設工事 共同企業体
	設計課		
	建設課		
議題・議事の内容			
（１） 工事概要 淀川左岸線（２期）は、此花区高見から北区豊崎までの自動車専用道であり、淀川堤防と一体構造となるトンネル構造物を開削工法にて整備するものである。 本工事は、淀川左岸線（２期）事業のうち、福島区海老江４・６丁目において、地盤改良工、現場打構築工等を行うものである。			
（２） 事案概要 本事案は、以下の項目について、設計変更案の妥当性を確認するものである。 〔１〕土壌汚染対策法に基づく土壌認定調査により分布が明らかになった普通土と汚染土について、掘削段階に応じた普通土と汚染土の分別手法・数量変更案の妥当性を確認するものである。 〔２〕当工事によって構築する開削トンネルについては、将来管理者（阪神高速道路株式会社）との協議により、側壁盛替え工法設計要領に準拠した設計を行うことは適切ではないとの結論に至ったため、トンネル施工時のＵ型形状と完成時のボックス形状の重ね合わせ断面力を用いた設計を採用することになったが、本手法による設計事例がないことから、設計の妥当性を確認するために計測を実施することとなった。その計測計画の妥当性を確認するものである。			
事案に対する検討内容 〔１〕掘削段階ごとの普通土と汚染土の分別手法、数量変更案の妥当性について検討する。 〔２〕計測にあたり、計測項目、計測の考え方、測定位置など計測計画の妥当性を検討する。			

(主な意見)

[1] 普通土と汚染土の分別手法・数量変更について

- ・ 土壌認定調査の普通土と汚染土の分布状況並びに掘削ヤード内の支保工位置や集土場所、ブルドーザーの作業スペース等の施工条件を考慮すると、今回の変更案は妥当であると考ええる。

[2] 設計の妥当性確認のための計測計画について

- ・ 当工事において、設計の妥当性確認として躯体内部に鉄筋応力計を配置等して計測管理をすることは妥当であると考ええる。